

## 子どもの意見表明について

### 1 趣 旨

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、第3条で、こどもや若者が年齢や発達に応じて意見を表明したり、社会に参加したりする機会を確保し、その意見を尊重して最善の利益を優先することが基本理念とされている。

また、第11条では、国や自治体がこども施策を進める際、こどもや子育て当事者の意見を反映するための取り組みを行うことが義務づけられている。

これを受け、野々市市でも、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、その意見を聴き、施策に反映させるよう取り組む。

### 2 放課後児童クラブを活用した意見聴取について

#### (1) 実施方法

第1～4すがはらクラブ（今年度は試行実施）

#### (2) 実施期間

令和7年11月中旬～令和8年1月初旬

#### (3) 実施テーマ

第1回 わたしが安心できる居場所は？（11月17日～11月30日）

第2回 みんなが安心できる居場所ってどこ？（12月1日～12月13日）

第3回 学童がもっと安心できる場所になるには？（12月15日～1月5日）

#### (4) 意見収集の方法

放課後児童クラブに模造紙を設置し、付箋に自由に記入してもらう。

### 3 今後の展開

今後は、児童館・学校などにも協力を呼びかけ、市全体で「子どもの意見」を聞く機会を広げていく予定です。